○富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例

条例第16号 改正 昭和58年1月24日条例第2号 昭和59年12月19日条例第21号 平成10年6月25日条例第16号 平成13年10月2日条例第22号 平成14年3月29日条例第8号 平成18年3月27日条例第6号

昭和54年4月9日

平成18年9月27日条例第25号平成20年3月26日条例第8号

平成20年10月29日条例第27号

平成21年6月18日条例第18号

平成24年3月23日条例第7号

平成25年3月12日条例第7号

平成26年6月24日条例第10号

平成26年9月30日条例第17号

平成29年3月14日条例第9号

平成30年3月26日条例第9号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

富士見市重度心身障害児、者医療費助成に関する条例(昭和48年条例第50号) の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、規則に定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平20条例8・平24条例7・一部改正)

(定義)

- 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する 者をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの
 - (2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で規定する「&」、「A」又は「B」の障害を有するもの
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に 規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精 神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害 を有するもの
 - (4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉 県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの
 - (5) 75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの
- 2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保 に関する法律及び社会保険各法をいう。
- 3 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額(以下この項において「療養額」という。)から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、医療保険各法その他の規定により食事療養標準負担額の減額認定を受けているときは、療養額から保険給付、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

(平18条例25・平20条例8・平20条例27・平21条例18・平24条例7・平25条例7・平26条例17・平29条例9・一部改正)

(対象者)

- 第3条 この条例による医療費助成金(以下「助成金」という。)の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市内に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)
 - ア 他の市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)に入所し、入院し、又は入居している者
 - イ 他の市町村長(特別区の区長を含む。以下この号において同じ。)が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
 - ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援 施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
 - エ 他の市町村長が知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4 の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
 - オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援 施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
 - カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定による 障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者(対

象者が18歳以上の者にあっては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であった者(以下「保護者であった者」という。)が市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいない場合、保護者であった者が住所を有しない場合又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあった者を除く。対象者が18歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合は、保護者の現在地が市内にある者を除く。)

- キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を 有するとみなされる者
- ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、 後期高齢者医療広域連合(埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。)が行う後 期高齢者医療の被保険者である者
- (2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29 条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サー ビスに対する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費 の支給を受け、市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又 はのぞみの園に入所し、入院し、又は入居している者(共同生活援助を行う住居 に入居している者を含む。)
- (3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- (5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、市の区域外に設置さ

れている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うこと を委託している者

- (7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者(対象者が18歳以上の者にあっては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者が市内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいない場合、保護者であった者が住所を有しない場合又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあった者に限る。対象者が18歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、市内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合は、保護者の現在地が市内にある者に限る。)
- (8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、市の区域内に住所を有すると みなされる者
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者 医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、 入所又は入居の前に市内に住所を有していたもの
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期 高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市の区域内に 住所を有するとみなされていた者
- (11) その他市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付 を受けている者
 - (4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号

又は第5号に規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに 高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある旨 の市長の認定を受けたものを除く。

(平18条例25・平20条例8・平20条例27・平21条例18・平24条例7・平25条例7・平26条例10・平26条例17・平29条例9・平成30条例9・一部改正)

(助成金)

- 第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金等(第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等を除く。)について、対象者に助成金を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、助成金の支給対象としない。
- 2 前項の規定にかかわらず、医療を受ける月の属する年の<u>前年(当該月が1月から9月までの間にあっては前々年)の所得</u>が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に規定する額を超えるときは、当該医療に係る一部負担金等については助成金を支給しない。この場合において、当該所得の範囲は同令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は同令第5条の規定の例によるものする。
- 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。) につき被害金額(保険金、損害補償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの間の当該対象者に係る一部負担金等における助成金の支給については、前項の規定を適用しない。

(平26条例17·平29条例9·一部改正)

(受給資格の登録)

第5条 助成金の支給を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

(受給者証の交付)

- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき、対象者として認定するときは、当該申請をした者を受給資格登録者として登録しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請に基づき、対象者として認定しないときは、規則で定めるところにより当該申請をした者に通知するものとする。
- 第6条 市長は、受給資格登録者に対して助成金の支給を決定したときは、当該受給 資格登録者に受給者証を交付しなければならない。
- 2 市長は、受給資格登録者に対して助成金の支給を行わないときは、規則で定める ところにより当該受給資格登録者に通知するものとする。

(平20条例8·一部改正)

(受給者証の提示)

第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格登録者(以下「受給者」という。)は、医療機関等において医療を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証を提出するとともに、受給者証を提示しなければならない。

(平20条例8・一部改正)

(支給の方法)

- 第8条 助成金の支給は、受給者又はその保護者(受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。)の請求に基づき行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金等を代わって当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し、助成金 の支給があったものとみなす。

(平25条例7・平29条例9・一部改正)

(届出の義務)

- 第9条 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があった ときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、毎年、所得の状況について市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する額を返還させることができる。 (支給金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年1月24日条例第2号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月19日条例第21号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(平成10年6月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び第7条の規定は、平成10 年1月1日から適用する。

附 則(平成13年10月2日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた診療に係る富士見市重度心身障害者医療費支給 に関する条例の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月29日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた診療に係る富士見市重度心身障害者医療費支給 に関する条例の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月27日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に受給者証又は受給証明書の交付を受けている者は、改 正後の第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、同条に規定す る対象者とみなす。

附 則(平成18年9月27日条例第25号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条第1項第9号の規定に該当し、受給者証又は受給証明書の交付を受けている者が、この条例の施行の日に後期高齢者医療制度に加入したことにより、改正後の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条第1項第9号の規定に該当しないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同号の規定に該当する者とみなす。

附 則(平成20年10月29日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条の規定及び第2条の規定による改正後の富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年6月18日条例第18号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の富士見市こども 医療費支給に関する条例第2条第2号、第3条第2項第3号及び同条第3項の規 定、第2条の規定による改正後の富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する 条例第2条第3項及び第3条第2項第4号の規定並びに第3条の規定による改正後 の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条第2項第3号の規定は、 平成21年4月1日から適用する。

(重度心身障害者医療費の受給資格に関する経過措置)

- 2 第3条の規定による改正前の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例 (以下「旧条例」という。)の規定により受給資格の登録を受けている者は、第3 条の規定による改正後の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例(以下 「新条例」という。)の規定により受給資格の登録を受けた者とみなす。
- 3 第3条の規定の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている受給資格の登録の申請は、新条例の規定により市長に対してされた受給資格の登録の申請とみなす。

附 則(平成24年3月23日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、改正後の第3条に規 定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所 するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

附 則(平成25年3月12日条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月24日条例第10号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に重度心身障害者(この条例による改正後の富士見市重度 心身障害者医療費支給に関する条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者 を除く。)である者については、同条例第3条第2項第4号の規定は適用しない。

附 則(平成29年3月14日条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第9号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者については、この条例の 施行の日から平成34年9月30日までの間、改正後の第4条第2項及び第3項、 第6条並びに第9条第2項の規定は、適用しない。